

石垣市特定教育・保育施設等入園(所)条件確認票

各項目について必ずお読みください。署名・押印の上、申込みの際一緒に提出してください。

※確認票が無い場合は受付できません。

確 認 事 項	
1	特定教育・保育施設等(以下「保育所等」という。)入園(所)案内及びその他関連書類に関しては全てお読みになり、理解したものと対応します。
2	保育所等の入所選考は提出された書類を基に審査します。 申込後、家庭状況・勤務状況に変更があった場合は速やかに児童家庭課までご連絡ください。申込内容が事実と異なると判明した際は、入園(所)の内定または決定を取り消すことがあります。
3	勤務証明書は必ず事業所の担当者へ記入してもらってください。
4	入所審査時、また入所後も電話・訪問・書類提出等で勤務確認を行います。その際勤務確認ができない方、書類の内容と異なる場合は虚偽申請とみなし、一切の入所調整を行いません。
5	5月以降の入所選考は、退所等により空きが出た場合に選考を行いますので、希望する月に必ず入所できるわけではありません。
6	入所日は原則、毎月1日となります。ただし、1日が日曜・祝日の場合は登園できません。
7	保育所等入園(所)承諾期間は、保護者の状況によって異なります。雇用期限のある場合、求職中、出産等での入所は承諾期間が年度途中までとなります。継続して保育を希望する場合は、承諾期間終了前までに勤務証明書等を提出してください。
8	求職中で入所した場合の入所期間は最長3ヶ月間です。期間内に勤務証明書等の提出がない場合は退所となります。
9	郵送で書類提出をした場合、必要書類の同封漏れや郵送事故による未着については、市は一切責任を負えません。
10	申込の前に、平成27年度(平成26年1～12月分)の申告を済ませてください。 また申込後は、平成28年度(平成27年1～12月分)の申告を忘れずにお済ませください。
11	所得の修正申告があり、利用者負担(保育料)が変更になった場合は、4月または9月にさかのぼって適用されます。 また、「祖父母等同居世帯」の場合、祖父母等の課税額を合算し、利用者負担額(保育料)を決定することがあります。
12	毎月の利用者負担(保育料)の納付には納期限が定められており、納期限を過ぎて未納となっている場合は児童手当からの特別徴収の対象となります。納期限を過ぎた場合、督促状を発送しますが、督促による指定納付期限までに納付がない場合は、延滞金が発生し、給与差押等の滞納処分の対象となります。
13	保育料未納世帯(分割納付履行世帯は除く)については、入所(園)選考審査の際減点となり、結果に大きく影響する場合があります。
14	保育の必要性の認定申請の結果は、平成28年4月の利用のため認定事務が集中し調査に時間を要することから、平成28年2月下旬頃にお知らせします。 (保育所等入所承諾・不承諾の結果と一緒に送付します。)

上記条件について確認し、同意します。

石垣市長 殿

平成 年 月 日

父署名

印

母署名

印

その他扶養義務者署名

印

印